

審 査 基 準

平成13年 8月 1日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第12条第1項
処 分 の 概 要：行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第11条第2項（行商従業者証） 古物営業法第12条（標識） 古物営業法施行規則第10条（行商従業者証の様式） 古物営業法施行規則第11条（標識の様式）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 (電話0952-24-1111 内 3033) 営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：令和元年10月15日改訂